

令和2年4月8日

住民及び事業者の皆様へ

大島支庁長

大島支庁職員の出勤抑制について（お知らせ）

平素より大島支庁の事業に御理解と御協力を賜り、まことにありがとうございます。

令和2年4月7日に、国は都を含む7都府県において緊急事態宣言が発出しました。それを受けて、都においては、4月6日に開催された東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第17回）で示された方針に従い、下記のとおり職員の出勤抑制を行います。

出勤抑制中は、住民や事業者の皆様方に御不便をおかけしますが、御理解と御協力のほどよろしくお願いたします。

記

1 実施期間

4月9日（木）から当面の間

2 期間中の職員の勤務形態

テレワークによる自宅勤務

3 その他

（1）出勤する職員は、原則として感染症拡大防止対策やライフラインの維持等に従事する職員を除いた全職員の2割程度となります。

（2）支庁職員との連絡を取る場合には、Eメールを活用するなど、感染拡大防止のため特段のご配慮をお願いいたします。